新潟県条例第36号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県教育委員会の組織に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県教育委員会の組織に関する条例（平成11年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県教育委員会は、教育長及び５人の委員をもって組織する。	新潟県教育委員会は、６人の委員をもって組織する。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的及び適用範囲） **第１条**　この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (1)・(2)　（略） (3) 教育長 (4)～(19)　（略） ２　（略）	（目的及び適用範囲） **第１条**　この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (1)・(2)　（略） (3) 削除 (4)～(19)　（略） ２　（略）
（給料又は報酬の支給日等） **第３条**　特別職の職員の給料又は報酬の支給日は、次の各号の定めるところによる。 (1) 知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員　一般職の職員の例 (2)・(3)　（略） ２～６　（略）	（給料又は報酬の支給日等） **第３条**　特別職の職員の給料又は報酬の支給日は、次の各号の定めるところによる。 (1) 知事、副知事、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員　一般職の職員の例 (2)・(3)　（略） ２～６　（略）
（旅費及び費用弁償） **第５条**　特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。 (1)～(3)　（略） (4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員　次の表の左欄に掲げる	（旅費及び費用弁償） **第５条**　特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。 (1)～(3)　（略） (4) 県教育委員会の委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員　次の表の左欄に掲げる旅費条例

旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第５項及び第６項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第１項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。 （略） (5)・(6)　（略） ２・３　（略） **別表**（第２条関係） （略） 副知事　〃　971,000円 教育長　〃　818,000円 （略） 県教育委員会 委員　〃　202,000円 （略）	の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第５項及び第６項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第１項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。 （略） (5)・(6)　（略） ２・３　（略） **別表**（第２条関係） （略） 副知事　〃　971,000円 （略） 県教育委員会 委員長　〃　221,000円 委員（教育長に任命された委員を除く。） 〃　202,000円 （略）

（知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第３条　知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（期末手当の支給） **第１条**　知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員（以下「特別の職員」という。）であつて、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員で知事の定めるものについても、同様とする。 （期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号	（期末手当の支給） **第１条**　知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の県監査委員（以下「特別の職員」という。）であつて、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員で知事の定めるものについても、同様とする。 （期末手当の額） **第２条**　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別の職員が受けるべき給与月額（知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額）に、６月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げ

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)	る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)

（新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下この条において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（用語の意義） **第65条**　(略) ２　この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。 (1)～(4)　(略) (5)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第９条の２第１項</u>に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第１項に規定する事務職員で旧地方自治法第172条第１項に規定する吏員（以下この条において「吏員」という。）に相当するもの (6)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第１項</u>に規定する職員で吏員に相当するもの (7)～(9)　(略) (10)　漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第６項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第109条</u>において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の２～(12)　(略) <u>(12)の２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という。）第16条第１項</u>	（用語の意義） **第65条**　(略) ２　この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。 (1)～(4)　(略) (5)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第９条第１項</u>に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第１項に規定する事務職員で旧地方自治法第172条第１項に規定する吏員（以下この条において「吏員」という。）に相当するもの (6)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条第１項に規定する教育長及び同法第19条第１項</u>に規定する職員で吏員に相当するもの (7)～(9)　(略) (10)　漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第６項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第111条</u>において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第６項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の２～(12)　(略)

に規定する教育長 (13)～(20)　(略) ３　この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含むものとし、以下「市町村退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第１条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち、次に掲げる者をいう。 (1)　(略) (2)　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第１条第１項の表の第１号及び第６号から第９号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの ア　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第２項に規定する職員で吏員に相当するもの イ～エ　(略) オ　旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第１項に規定する教育長 カ　(略) キ　(略) ク　(略) ケ　(略) コ　(略)	(13)～(20)　(略) ３　この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例（町村職員恩給組合の退職年金及び退職一時金に関する条例を含むものとし、以下「市町村退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第１条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち、次に掲げる者をいう。 (1)　(略) (2)　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第１条第１項の表の第１号及び第６号から第９号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの ア　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第１項に規定する教育長及び同法第19条第２項に規定する職員で吏員に相当するもの イ～エ　(略) オ　(略) カ　(略) キ　(略) ク　(略) ケ　(略)

（新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正）

第５条　新潟県特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（意義） **第２条**　この条例において「特別職の職員」とは、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の監査委員をいう。 （退職手当の額） **第４条**　第３条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2)　(略) (2)の２　教育長　100分の30 (3)～(5)　(略)	（意義） **第２条**　この条例において「特別職の職員」とは、知事、副知事、地方公営企業管理者、知事の秘書及び常勤の監査委員をいう。 （退職手当の額） **第４条**　第３条の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2)　(略) (3)～(5)　(略)

附　則 １～３　（略） ４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。 ５・６　（略）	附　則 １～３　（略） ４　当分の間、一般職員（第６条第１項第２号に掲げる者を除く。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員又は新潟県教育委員会の教育長（以下「一般職員等」という。）が引き続いて地方公営企業管理者又は知事の秘書となつた場合には、その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間及び一般職員を除く一般職員等の退職手当に関する規程に規定する一般職員を除く一般職員等としての勤続期間はその者の特別職の職員としての在職期間に通算するものとし、その者の退職手当の額は、第４条及び第６条第２項の規定にかかわらず、退職の日においてその者が一般職員として在職していたとした場合に得られる給料月額をその者の給料月額として、一般職員の例により算定した額とする。 ５・６　（略）

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第６条　職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（適用範囲） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に掲げる特別職の職にある者、同法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第３条に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された者を除く。）で常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 ２　（略）	（適用範囲） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、新潟県の歳出予算によつて給料が支給される者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に掲げる特別職の職にある者、同法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項に規定する企業職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項に規定する教育長並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された者を除く。）で常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 ２　（略）

（新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止）

第７条　新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和39年新潟県条例第81号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、第１条の規定による改正前

の新潟県教育委員会の組織に関する条例、第２条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第１条第１項第３号、第３条第１項第１号、第５条第１項第４号及び別表、第３条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例第１条及び第２条第１項、第５条の規定による改正前の新潟県特別職の職員の退職手当支給条例第２条、第４条及び附則第４項、第６条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第２条第１項並びに第７条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（調整規定）

３　第７条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例は、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第83号）によってまず改正され、次いでこの条例によって廃止されるものとする。